(趣旨)

- 第1条 この要綱は、中間市住み替え補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、中間市補助金等の交付に関する規則(昭和40年中間市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定め、高齢者世帯に属する者が住み替えを行う場合の移転費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、空き家バンク(中間市空き家バンク制度要綱(平成27年中間市告示第〇号)に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。)の利用及び登録を促進することによって、空き家住宅の質の維持及び向上を図るとともに、若年層を含む世帯の転入による定住人口の増加を図り、もって地域の活性化につなげていくことを目的とする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 高齢者世帯 補助金申請日において、65歳以上の者又は65歳以上の者及び16歳未満の者で構成される世帯をいう。
  - (2) 移転費用 引っ越し及び当該引っ越しに係る家財の処分に要する費用をいう。
  - (3) 引っ越し 中間市内(以下「市内」という。)の住所地から市内の別の住所地に転居することをいう。
  - (4) 市内業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する 法人であって運送業を営むものをいう。
  - (5) 住み替え 市内の高齢者住宅、福祉施設等又は市内に現存する過去に居住用に使用された一戸建て住宅若しくは分譲マンションであって、空き家バンクに登録されている物件への引っ越しをいう。

(対象)

- 第3条 補助金の対象は、住み替えに係る移転費用とする。
- 2 補助金の額は、5万円とする。ただし、現に要した移転費用が5万円を下回るときは、 当該現に要した移転費用の額とする。

(要件)

- 第4条 住み替えを行った高齢者世帯(以下この条において「住み替え補助対象世帯」という。)に属する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、補助金の交付を申請することができる。
  - (1) 住み替えの際現に居住していた住み替え前の住宅を世帯員が所有する場合であって 当該住宅を売却又は賃貸するために、空き家バンクに登録すること。
  - (2) 住み替え補助世帯の世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
  - (3) 原則として住み替え先の住宅の所在地である地区の自治会に加入していること。
  - (4) 住み替え補助世帯の世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
  - (5) 市内業者又は自らが引っ越しに係る作業を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的を達成するために市長が適当と認める者は、

補助金の交付を申請することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、この要綱による補助の回数は、1回限りとする。 (交付申請)
- 第5条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 中間市住み替え補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しな ければならない。
  - (1) 申請者の属する世帯の世帯全員の住民票
  - (2) 住み替え先の住宅に入居したことが確認できる書類
  - (3) 自治会加入証明書(別記第2号様式)。ただし、高齢者住宅、福祉施設等で自治会への加入ができない場合はこの限りでない。
  - (4) 住み替えに係る移転費用の詳細な見積書及び請求書
  - (5) 住み替えに係る移転費用の領収書の写し

(交付又は不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付 の可否について、中間市住み替え補助金交付決定・却下通知(別記第3号様式)により、 申請者に通知する。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。) は、中間市住み替え補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出し、請求しなけれ ばならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものと する。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、中間市住み替え補助 金交付決定取消通知(別記第5号様式)により当該交付決定者に対し通知するものとする。 (返還)
- 第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中間市住み替え補助金返還命令書(別記第6号様式)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第11条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。 (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。